

補助事業の詳細について

1 商店街等環境整備事業

(1) 施設設置・改修事業

ア 補助対象団体

商店街，小売市場

イ 補助対象事業

アーケード，カラー舗装，街路灯，統一看板，放送設備，案内板，消防用機械器具，防犯カメラ，AED等の設置・改修

※ 部分的な補修等は対象としない。

ウ 補助金の額

a 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 5,000万円

b 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 200万円

(2) 空き店舗対策事業

ア 補助対象団体

商店街

イ 補助対象事業

商店街等の空き店舗を活用して行う，商店街の活性化に寄与する施設（チャレンジショップ，保育サービス施設や高齢者の交流施設等のコミュニティ施設，地域農産品等のアンテナショップ等）を設置・運営する事業

ウ 補助金の額

a 国庫補助を受けて実施する場合

- ・ 補助率 9分の1以内
- ・ 補助限度額 500万円

b 国庫補助を受けずに実施する場合

- ・ 補助率 3分の1以内
- ・ 補助限度額 500万円

2 商店街等競争力強化事業

(1) 活性化教育事業

ア 補助対象団体

商店街，小売市場，その他の中小小売商業団体

イ 補助対象事業

団体の構成員を対象に研修会の開催や先進地を視察する教育事業

ウ 補助金の額

- ・ 補助率 2分の1以内
- ・ 補助限度額 15万円

(2) 商店街・小売市場整備計画策定事業

ア 補助対象団体

商店街，小売市場

イ 補助対象事業

団体の将来の在り方についての総合的ビジョン及びそれを達成するための具体的な計画を策定する事業

ウ 補助金の額

・ 補助率 4分の3以内

・ 補助限度額 商店街200万円，小売市場100万円

※ 計画策定まで複数年が必要な場合は，3年継続して補助するが，その場合の各年度の補助限度額は100万円とする。

(3) 商業カードシステム導入促進事業

ア 補助対象団体

商店街，小売市場，その他中小小売商業団体

イ 補助対象事業

プリペイドやポイントサービス等のカードシステムの導入に際し，カードリーダー等の端末機を設置する事業

ウ 補助金の額

a 国庫補助を受けて実施する場合

・ 補助率 9分の1以内

・ 補助限度額 200万円

b 国庫補助を受けずに実施する場合

・ 補助率 4分の1以内

・ 補助限度額 200万円

(4) 社会課題対応商業活性化事業

ア 補助対象団体

商店街，小売市場

イ 補助対象事業

地域・まちなか商業活性化支援事業など，国庫補助を受けて実施する事業

ウ 補助金の額

・ 補助率 9分の1以内

・ 補助限度額 200万円

(5) 地域の魅力アップ貢献事業

ア 補助対象団体

商店街，小売市場

イ 補助対象事業

地域の魅力を高めるために，市民活動団体その他の団体及び本市等と相互に連携した事業(※過去に補助実績のない事業を優先的に採択する。)

ウ 補助金の額

・ 補助率 3分の2以内

・ 補助限度額 20万円